

## ご旅行条件書（国内募集型企画旅行）

この書面は旅行業法第12条の4による取引条件の書面になります。本旅行はアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社銀河鉄道観光（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を締結していただきます。また、旅行契約が成立した場合、本旅行条件書は旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。

### □お申込

- (1) お申込は、当社所定の申込書に申込金を沿えてお申込下さい。  
\*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」それぞれの一部又は全部として取扱をさせていただきます。
- (2) 電話等の通信手段で、お申込の場合、当社が予約を承諾した翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いをお願いいたします。

旅行代金	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円以内	15万円以上
お申込金	6,000円 ～ 旅行代金まで	12,000円 ～ 旅行代金まで	20,000円 ～ 旅行代金まで	30,000円 ～ 旅行代金まで	旅行代金の 20%～ 旅行代金まで

- (3) 身体に障がいをお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とされる方は、その旨お申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。

また、以下の場合はお申込をお断りする場合がございます。

- ① 特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合
  - ② お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合
  - ③ 当社への暴力や脅迫的言動・不当要求・風説流布・信用棄損と当社が認める場合
  - ④ その他当社の業務上の都合がある場合
- (4) 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行が条件となります。（但し、一部のコースを除きます。）又、お申込時18歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。
- (5) 本旅行の契約は、当社の承諾と上記申込金の受理を持って成立となります。

- (6) 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
- ① 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他通信手段による旅行契約の締結をする場合がございます。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約が無い場合や業務上の理由等で、お受けできない場合がございます。
  - ② 通信契約のお申込に際し、会員は申込をしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申出いただけます。
  - ③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立します。ただし当該契約の申込を承諾する旨の通知をメール、ファクシミリ、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
  - ④ 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払い、又は、払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立後、後者の場合は契約解除のお申出のあった日となります。

### □契約書面・確定書面（最終日程表）のお渡し

当社は旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社らの責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ、パンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

確定した航空機の便名や宿泊施設名などが記載された確定書面は、ご出発の前日までに交付いたします。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付させていただく場合もあります。

### □旅行代金・追加代金

- (1) 旅行代金とはパンフレット等に記載の旅行代金のことを指します。
- (2) 旅行代金には、旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
- A. 航空運賃および船舶・鉄道運賃等
  - イ. バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
  - ウ. 宿泊代金・食事代金および税・サービス料金
  - エ. 団体行動中の心付け
  - オ. 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
  - カ. その他パンフレット等で含まれる旨明示したもの
- 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻はいたしません。

- (3) 旅行代金に含まれないものは以下の通りです。

その一部を例示します。

- A. 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
  - イ. 超過手荷物料金
  - ウ. クリーニング代金、電報電話料金、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、およびこれらに伴う税・サービス料
  - エ. 傷害・疾病に関する医療費等
  - オ. 「オプションツアー」等と称し、現地にて希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
  - カ. 空港旅客施設使用料・その他運送機関が課す付加運賃・料金（パンフレットに明示した場合を除きます。）
- (4) 子供代金は、特に注釈のない場合、旅行開始時に満4歳以上12歳未満のお子様は適用いたしません。
- (5) 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金となります。

- (6) 追加代金とは、「○○プラン」「○○追加代金」とパンフレット等に記載した代金（運送会社・運送便・運送等級の選択、宿泊施設等の指定の選択、1人部屋追加・延泊による宿泊代金）などをいいます。

### □旅行契約内容・代金の変更

- (1) 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、契約を容れない時は変更後にご説明いたします。また、その変更に伴い旅行代金を変更する場合がございます。
- 著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送期間の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更する場合がございます。増額の場合は旅行開始日の前日より起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

- (2) 複数でお申し込みいただいたお客様の一方が契約を解約したために他のお客様が1人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、1人部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を申し受けます。

### □お客様による旅行契約の解除

お客様は、下記の取消料の支払いにより旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申出は、当社の営業時間内にお受けします。取消料の対象となる旅行代金とは、パンフレット表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

国内旅行 取消日区分  (お申出日基準は、 当社の営業時間内となります。)	取消料（おひとり）		
	宿泊付旅行		日帰り旅行
	国内旅行 (バス旅行を除く)	バス旅行	
旅行開始日の前日から	20日目～15日目	—	—
起算してさかのぼって	14日目～11日目	20%	—
	10日目～8日目	20%	20%
旅行開始日の	7日目～2日目	30%	
	前日	40%	
	当日の集合時間まで	50%	
旅行開始後の取消または無連絡不参加	100%		

\*下記の場合は取消料をいたしません。その一部を例示します。

- ① 旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは、以下例示するような事項を指します。
  - A. 旅行開始日又は終了日の変更
  - イ. 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
  - ウ. 運送期間の種類又は会社の変更
  - エ. 運送期間の「設備及び等級」のより低いものへの変更
  - オ. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
  - カ. 本邦内と本邦外の間における直行便の乗継便又は経由便への変更
  - キ. 宿泊期間の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
  - ク. 宿泊期間の種類又は名称の変更
- ② 旅行代金が増額された場合。
- ③ 当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④ 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能になったとき。

### □当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は旅行契約を解除する場合がございます。

#### ア. 旅行開始前

- ① 旅行代金を期日までに支払いいただけないとき。
  - ② お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日からさかのぼって、13日目（日帰り旅行は3日目）に当たる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知いたします。
  - ③ 予め明示した性別・年齢・資格・技能その他ご参加条件の不適合。
  - ④ 病気、必要な介助者の不在、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能と認められたとき。
  - ⑤ お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - ⑥ お客様が暴力団員、暴力団、暴力団関連企業・団体、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- 当社は本項ア. ①により旅行契約を解除したときは、既に収受してい

る旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払戻いたします。また本項ア.②～⑥により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払戻いたします。

#### イ. 旅行開始後

- ① お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- ② お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- ④ お客様が暴力団員、暴力団、暴力団関連企業・団体、その他反社会的勢力であると判明したとき。

本項イ.①～③に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻いたします。

#### □当社の責任及び免責事項

当社は、当社又は現地において当社が手配を代行させるもの（以下「手配代行者」といいます。）がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に係る賠償限度額は1人15万円（ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合には、この限りではありません。）。また、下記の場合当社は責任を負いません。

- ① お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊施設等の旅行サービス提供の中止による旅行日程の変更・旅行の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与しない事由により損害を被ったとき。
- ② 自由行動中の事故 ③ 食中毒 ④ 盗難
- ⑤ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・進路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

#### □特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金（15万円を限度。1個又は1対についての補償限度は10万円。ただし、当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

#### □お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように務めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

#### □お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

#### □事故等のお申出について

旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに確定書面（最終日程表）でお知らせする連絡先にご通知下さい。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情が無くなり次第ご通知下さい。）

#### □旅程管理と添乗員等

(1) 当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

ア. お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。

イ. ア.の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわらずとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(2) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発（集合）してから、当該解散場所に到着（解散）するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合

は、当社では可能な限りこの手配に応じますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。

(3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は手配代行者が行います。

(4) 添乗員の同行しない旅行にあっては当社（現地係員または手配代行者等を含みます。）の連絡先を確定書面（最終日程表）に明示します。

(5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。

(6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

(7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法でお支払いいただきます。

#### □旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約においての変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、旅行代金に追加代金を加えた合計額です。当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品または旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率%	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2.契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3.契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り）	1.0	2.0
4.契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5.契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6.契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7.契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

#### □個人情報の取扱について

(1) 当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡に利用させていただくほか、お申しいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び、それらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

(2) 当社は、当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどのお客様ご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は営業案内、催し物内容等の案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

(3) 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページ又は店頭でご確認下さい。

#### □その他

(1) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがあります。お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしません。

(2) 当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この条件に定めのない事項は、当社の旅行業約款によります。（旅行業約款は、当社ホームページからもご覧になれます。）

【この旅行条件書は2019年4月の基準に基づきます。】